No.302 2023/1/15

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

令和 5 年税制改正②～法人税

Q 昨年 12 月に令和 5 年の税制改正大綱が発表されました。この中で、法人税に関する改正のポイントはなんでしょうか？

解説

研究開発税制の見直し、デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の見直し、中小企業者等に対する優遇策の延長などが大きな改正となります。

1． 研究開発税制の見直し

✔研究開発投資のインセンティブ強化に向けて、**控除率や控除上限額**が見直しされます。
✔**試験研究費の範囲**の見直しが行われます。

2． ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾄﾗﾝｽﾌｫｰﾒｰｼｮﾝ（DX）投資促進税制の見直し・延長

✔DX 税制の適用を受ける要件のうち、**事業適応計画の認定要件**が見直されます。
✔適用期限が 2 年延長されます。

3． 暗号資産の期末評価の見直し

✔法人が保有する暗号資産は、**原則、期末で時価評価**しますが、下記の要件に該当する暗号資産は**原価法で評価**します。
①自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること。
②その暗号資産の発行の時から継続して一定の方法により譲渡制限が行われているもの。

4． 中小企業向けの優遇税制の延長

✔対象となる資産のうち、**コインランドリー業又は一定の暗号資産マイニング業**に係る資産で一定のものは除かれます。
✔中小企業向け **15%の軽減税率**の適用期間が、「令和 5 年 3 月 31 日までに開始する事業年度」から、「**令和 7 年 3 月 31 日までに開始する事業年度**」に 2 年間延長されます。
✔中小企業経営強化税制が延長され、**令和 7 年 3 月 31 日**までの間に事業の用に供した資産に適用されます。

要するに…

今回の税制改正は、試験研究費、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制などの内容の見直しなど大企業向けが多いです。中小企業にとっては、軽減税率の延長や中小企業経営強化税制の延長は、うれしい改正となります。